安全保障理事会決議 2242 (2015)

2015年10月13日、安全保障理事会第7533回会合にて採択

安全保障理事会は、

諸決議 1325 (2000)、1820 (2008)、1888 (2009)、1889 (2009)、1960 (2010)、2106 (2013) および 2122 (2013) 並びに安保理議長の全ての関連する諸声明の、相互に強化し合うやり方で、継続することや完全実施に対する安保理の公約を再確認し、

国際連合憲章の目的および原則並びに国際の平和および安全の維持に対する憲章の下での安全保障理事会の主要な責任を念頭に置きつつ、

女性、平和および安全に対する安全保障理事会決議の関連規定を十分に実施する加盟国の重要な役割および国際連合組織と地域的機構の重要な補完的役割を確認し、

北京宣言および行動要領の公約並びにその20周年を想起し、2015年9月27日に開催されたジェンダー平等と能力と地位の向上に関する世界首脳会合を歓迎しそしてこの会合に関して国家指導者により行われた具体的な国家の公約を称替し、

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約およびその選択議定書の当事国の義務を再確認しそしてそれを批准するかまたは加入することをまだ考慮していない国家にそうすることを促し、女子および紛争予防並びに紛争後の状況に関する女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃のための委員会の一般勧告 30 を更に留意し、

決議 1325 の実施に関するグローバル・スタディの結果を提出している 2015 年 9 月 17 日の事務総長報告書(S/2015/716)を歓迎し、グローバル・スタディのために遂行されたあらゆる活動を感謝しつつ認識しそしてその勧告の緊密な考察を奨励し、

紛争を予防し、解決しそして再建する取組における女性の意義有る関与とその取組の有効性および

長期の持続可能性との間の本質的な結び付き、並びにより一層の資源を提供すること、説明責任、政治 的意思および態度変容の必要性に留意し、

国際連合平和活動の未来に関する事務総長報告書、平和活動に関するハイレベル独立パネルの勧告 (S/2015/682) の実施、および国際連合平和構築構造の再検討のための専門家の諮問グループの報告書 (S/2015/490) に留意し、そして女性、平和および安全に関するそこに含まれた勧告を歓迎し、そして全ての関係者に対し、その実施を審議することを更に促し、

適用可能な場合には、国際人道法および国際人権法を遵守する国家並びに武力紛争の全ての当事者 の義務、そして国際人道法のあらゆる違反と人権のあらゆる違反や侵害を終わらせる必要性を再確認し、

戦争の方法または戦術として若しくは一般住民に対する広範なまたは組織的な攻撃の一部として 用いられたか依頼された場合、性的暴力は、武力紛争の状況を著しく悪化させそして長引かせることが できまた国際の平和および安全の回復を妨害することもあり得ることを再確認し

持続可能な開発のための 2030 アジェンダの最近の採択においてジェンダー平等と女性および女児の地位と能力の向上を達成することに置かれた強調を歓迎し、女性のまた女児の地位と能力の向上およびジェンダー平等は、紛争予防と国際の平和および安全を維持するためのより広範な取組にとって決定的であることを再確認し、これに関連して、平和活動に関する独立ハイレベルパネルの報告書(S/2015/446)、国際連合平和構築構造の再検討のための専門家の諮問グループの報告書(S/2015/490)の強調されたものおよびとりわけ紛争予防並びに女性の地位と能力の向上により多く投資する必要性に関するグローバル・スタディに留意し、そして決議 1325 (2000) の完全な実施に対する執拗な障害は、女性の参加および人権に対する熱心な公約を通して、また意思決定のあらゆるレベルにおける女性の関与を構築するため、具体的な指導力、首尾一貫した情報および行動並びに支援を通してのみ破壊されることを更に強調し、

武力紛争の予防および解決、平和構築並びに紛争後の状況における女性の参加を促進することにおける協力者としての男性および男児による重要な関与をくり返し表明し、

とりわけ生じている暴力的な過激主義に関する、テロリズムに資することができる、平和および安

全の変化している世界的な文脈、難民および国内避難民の増加している数、気候変動の影響およびヘルス・パンデミックの世界的性質に留意し、そしてこれに関連してテロ行為により引き起こされる国際の平和および安全に対する脅威を含む、安保理の議事日程議題にある活動のあらゆる関連するテーマ別分野における分野横断的な対象として、女性、平和および安全に注意を増す安保理の意図をくり返し表明し、

その健康、教育および公的生活への参加の文脈におけるものを含む、テロリズムと暴力的な過激主義の女性や女児の人権に関する差別的な影響、また彼女たちが、テロ集団よりしばしば直接的に標的とされることを認識し、そして性的およびジェンダーに基づく暴力の行為が、2015年3月23日の紛争における性的暴力に関する事務総長報告書(S/2015/203)において詳述されたように、テロリズムの戦略そして資金調達、勧誘および共同体の破壊を支援することを通してその権力を増すための手段として用いられ、戦略的な目的の部分および特定のテロ集団のイデオロギーとなることが知られていることに深い懸念を表明し、そして女性および暴力的な過激主義に対抗することに関するグローバル・テロ対策フォーラムの良い慣行を更に留意し、

決議 1325 の 15 周年記念の意義、為された進展並びに女性、平和および安全アジェンダのより一層の実施のための機会と必要性を認識し、国際の平和および維持に関する多くの公式な過程や機関において頻繁に女性の代表者が不足していること、政治的、平和および安全に関する国内の、地域のそして国際的な機関において上級職に就いている女性の数が相対的に低いこと、これらの環境における女性の指導力に対する適切なジェンダーに敏感な人道的対応や支援がないこと、女性、平和および安全のための不十分な資金調達、そして国際の平和および安全の維持について有害な影響をもたらしていることに深い懸念を残しつつ、

決議 1325 の実施における過去 15 年間の間の、女性組織を含む、市民社会の重要な貢献を認識し、

平和および安全並びに人道問題における女性の関与に関する新しい地球規模加速手段、それに加えて資源をひきつけ、対応を調整しそして実施を加速するための一つの手段としての既存の補完制度を認識し、

1. 加盟国に対し、ハイレベル再検討に照らして、女性、平和および安全アジェンダの実施におけ

る戦略および資金調達を評価することを促し、紛争の予備および解決のための国内の、地域のそして国際的な機関や制度における全ての意思決定レベルにおける女性の代表を増やすことを確保するという加盟国に対する安保理の呼びかけをくり返し表明し、和平プロセスを支持している加盟国に対し、和平交渉の交渉する当事者の代表団の中への女性の有意義な包摂を促進することを奨励し、資金供与諸国に対し、仲介、政策提言および交渉の技術分野において訓練すること、並びに女性参加の影響と女性の効果的な包摂のための戦略に関する仲介者および技術チームへ支援を提供することと訓練することを含む、和平プロセスにおいて関与する女性に対する財政上のまた技術的な支援を提供することを求め、適切な場合には、ジェンダーの考察が政策や計画の開発、優先順位付け、調整そして実施において統合されることを確保するのに役立つ資金供与会議を含む、国際的なまた地域的な平和と安全の会合における市民社会組織の有意義な参加を更に奨励し、そしてそのような会合の主催国に対し、市民社会の参加者の相互の代表を促進することに然るべき考慮を払うことを奨励する。

- 2. 国内行動計画を含む、決議 1325 を実施するための加盟国の取組を歓迎し、最近の国家行動計画の増加を更に歓迎し、そして加盟国に対し、市民社会、とりわけ女性組織との、幅広い協議を通して、国際人道法および国際人権法の下での関連する義務の履行を含む、十分な資源を伴った、女性、平和および安全アジェンダの国家行動計画やその他の計画枠組のような自らの戦略的計画への更なる統合を求め、国家行動計画を有する諸国に対し、毎年の女性、平和および安全に関する安全保障理事会オープン討論会期間中に自国の実施と再検討において為された進展についての最新情報を提供することを求め、地域的な枠組の採択を通したものを含んで、決議 1325 を履行する地域機構の取組を更に歓迎し、それに対し、更なる履行を追求することを奨励する。
- 3. 加盟国に対し、ジェンダー平等と女性の地位と能力の向上を進める計画に対する紛争中と紛争後の状況における一層の援助を通して、並びに市民社会への支援を通して、女性、平和および安全についてのその資金提供を増やすこと、また女性、平和および安全の諸決議の履行において、能力構築を通したものを含んで、武力紛争および紛争後の状況にある諸国を支援することを奨励し、女性の地位と能力の向上およびジェンダー平等に関係する国際的な開発協力を増やすことを求めそして援助提供者に対し、拠出する援助をジェンダーへ集中して続けて行うことを招請する。
- 4. 事務総長および平和維持活動局 (DPKO)、政治局 (DPA) そして平和構築支援事務所 (PBSO) を含むがそれらに限定されない国際連合組織に対し、女性の必要性およびジェンダーの視点を、全ての

政策や計画立案過程そして評価任務、並びに決議 2122 (2013) において為された要請に関連したものを含む、その活動に統合するため自らの取組を倍加すること、および監視のために用いられまた将来の職に対する募集のためを含む、事務総長による意思決定を知らせるため、国際連合本部および特使、事務総長特別代表、駐在および人道調整官を含む、現場での上級管理者とのあらゆる契約において個人の能力の指標としてのジェンダーの目標の事務総長による追加を通したものを含む説明責任における欠如に対処することを促し、また女性、平和および安全の調整並びに説明責任に関するその役割を考慮しつつ、国連ウィメンおよび紛争下の性的暴力に関する事務総長特別代表を含む、女性、平和および安全アジェンダを実施することに対する責任を有する全てのものの中での国際連合との緊密な活動関係を更に奨励する。

- 5. 安保理の決定を特徴付けまたその強化に役立つために、またその結果決議 2122 (2013) に規定された要素に加えて、また確立された実践と手続に従って、決議 2122 (2013) と提携して、安保理の活動の中に、決議 1325 (2000) をより一層統合するための、安保理の議事日程にある情勢のジェンダーの範囲に関する具体的な情報の提供と勧告に結びついた課題に対処する必要性を含む、現行の必要性を認識する。
- (a) 安保理の活動の範囲内の女性、平和および安全に対するより組織的な対処方法を促進しまた 履行努力のより一層の監視と調整を可能にするため、女性、平和および安全に関する非公式専門家グループの一部として関連する安全保障理事会専門家の会合を招集する安保理の意図を表明する。
- (b) 各国の具体的な情勢を考慮しつつ、安全保障理事会の議事日程にあるあらゆる国別の情勢を通して女性、平和および安全の懸念を統合することを決定し、必要に応じて、女性、平和および安全の実施、進展そして課題のテーマに対する、国の情勢に関する定期的な安全保障理事会協議に専念する安保理の意図を表明し、そして地方や国際的な女性集団との協議を通したものを含んで、安全保障理事会の任務がジェンダーの審議および女性の権利を考慮することを確保する安保理の意図をくり返し表明する。
- (c) 紛争および危機における女性や女児のための緊急事項に関するものを含む安保理の議事日程に関する国の情勢および関連するテーマ別の活動についてより定期的に説明するため、国別の審議や関連するテーマ別の分野において安保理に説明するため女性組織を含む市民社会、並びに事務次長/国連ウィメン事務局長兼事務次長/紛争下の性的暴力に関する特別代表を招請する安保理の意図を表明する。

- 6. 武力紛争の状況において対象を特定した制裁を採択するか更新する場合、適切な場合には、テロリストグループにいる者、国際人道法違反および性的やジェンダーに基づく暴力を含む人権違反や侵害、強制失踪、および強制移送に従事した者を含む、その関係者を指定することを審議する安保理の意図を表明し、そして制裁委員会の関連する専門家集団が必要なジェンダーの専門知識を持っていることを確保することを誓約する。
- 7. DPKO および DPA に対し、女性の必要性と参加が、派遣団の職務権限のあらゆる連続した段階において統合されることを確保しつつ、必要なジェンダーの分析および技術的なジェンダーの専門知識が、派遣団の計画立案、職務権限の策定、実施、再検討および派遣団の縮小のあらゆる段階を通して含まれることを促し、上級ジェンダー助言者が事務総長特別代表事務所に置かれるという事務総長の公約を歓迎し、上級ジェンダー助言者やその他のジェンダー職員の地位が、特別政治ミッションや多元的平和維持活動において任命された場合、それに対して予算が計上されそして迅速に勧誘されることを求め、また各々の比較優位を十分に利用しつつ、決議 1325 (2000) およびその後の決議の実施に関して政策、これらの組織の実質的なまた技術的な支援に対する十分な利用権を持った、フィールドを拠点とするジェンダー助言者とその他の派遣団の部門を提供することを通したものを含んで、国際連合平和維持活動および特別政治ミッションに一層のジェンダー対応を可能にするため、DPKO、DPA および国連ウィメンの間の一層の協力を奨励する。
- 8. 地理学上の相互間の代表制を念頭に置きそして行政的および予算的問題を規定している既存の 関連する規定や規則に従って、国際連合の上級の指導者の地位により多くの女性を任命することを優先 するという事務総長の公約を歓迎し、そして事務総長に対し、女性の募集と専門的な発達を妨げている 障害を再検討することを奨励し、国際連合平和維持活動に展開されている軍隊および警察における女性 の数を多くする動機を与えるための取組を更に歓迎し、そして事務総長に対し、加盟国と協力して、今 後5年にわたって国連平和維持活動の軍事および警察の派遣部隊における女性の数を倍加するため、既 存の資源の範囲内で、改訂された戦略を始めることを求める。
- 9. 軍事、文民および警察要員を含む、国際連合平和維持要員および国際連合以外の部隊による性的搾取および虐待の申立が続いていることについて深い懸念を表明し、警察および部隊要員提供諸国に対し、性的搾取および虐待に関する断固とした展開前の訓練並びに自らの制服要員の迅速なまた徹底した調査を実施するためそして、適切ならば、訴追し、そして調査の状態と結果を、時宜を得たやり方で

国際連合に通知するため、自らの平和維持要員の詳しい調査を提供することを促し、国際連合に対し、 適切な場合にはまたその目的のために要請された時には、そのような申立を調査する責任を有する裁判 所を含む、国家当局と時宜を得たやり方で、協力することを求め、そして国際連合部隊および警察要員 提供諸国会合に対し、関連する時にはいつでも性的搾取および虐待に対処すること、また国際連合軍事 参謀委員会に対し、その定期的な計画の部分としてこれらの問題を討議することを要請する。

- 10. 事務総長の不正行為についてのゼロ・トレランス政策を実行することにおける彼の継続した取組、とりわけ国際連合要員による不正行為に公共の光をもたらすという彼の公約を含む、一層の説明責任を促進する予防、執行および救済行動に関する広範な提案、並びに性的搾取および虐待に関する彼のゼロ・トレランス政策の実施に関する進展を安全保障理事会に知らせ続けるという彼の提案、そして子どもと武力紛争並びに紛争下の性的暴力に関する彼の報告書の添付文書にくり返し掲載された全ての諸国は、国際連合平和維持活動に参加することを禁止されるという彼の決定を歓迎し、現在一覧表に掲載されている部隊および警察要員提供諸国に対し、そのような暴力を止め迅速に行動計画を実施すること、そのことにより平和活動からの停止を避けることを促し、事務総長に対し、安全保障理事会への国別の状況に関する全ての事務総長報告書に、性的搾取および虐待に関する彼のゼロ・トレランス政策の遵守を、関連する場合にはいつでも、含んでいる、実行および規律に関する節を含むことを更に要請する。
- 11. 女性、平和および安全、テロ対策およびテロリズムに資することのできる暴力的な過激主義対策に関するその議事日程議題の、加盟国および国際連合によるより一層の統合を求め、テロ対策委員会 (CTC) およびテロ対策委員会事務局 (CTED) に対し、国別の評価および報告、加盟国に対して行われる勧告、加盟国への技術援助の促進そして安保理への説明を含む、その各々の職務権限の範囲内の活動を通した分野横断的な問題としてジェンダーを統合することを要請し、CTC および CTED に対し、その活動を知らせるのに役立てるため女性および女性組織との更なる協議を開催することを奨励し、そしてテロ対策履行タスクフォース (CTITF) に対し、その職務権限の範囲内での活動において同様の対処方法を講じることを更に奨励する。
- 12. 対象を特定したまた具体的証例に基づいた政策並びに対応計画を策定するため、女性にとっての先鋭化を駆り立てるものそして女性の人権や女性組織に関するテロ対策戦略の影響についてのジェンダーに配慮した調査を実施し資料収集を集めること、また国際連合監視および評価手続並びにテロリ

ズムに資することのできる、極端な過激主義を防止しまた対応することを負託された、事実調査および 犯罪捜査を実施するために設立された関連する制裁専門家グループや組織を含む過程が、その職務権限 を遂行するため必要なジェンダーの専門知識を持つことを確保することを、加盟国に促しそして既存の 職務権限の範囲内でまた国連ウィメンと共同した CTED を含む、関連する国際連合組織に要請する。

- 13. 加盟国および国際連合制度に対し、テロ行為を犯す扇動に対抗すること、対抗する物語やその他の適切な施策を作り出すこと、そして効果的にそうするためのその能力を構築することを通したものを含んで、テロリズムおよびテロリズムに資することのできる暴力的な過激主義に対抗する戦略を策定することへの女性や女性組織の参加と指導力を確保すること、そして更に国際連合グローバル・テロ対策戦略-A/RES/62/288 に適合して、テロリズムおよびテロリズムに資することのできる暴力的な過激主義の拡散に資する条件に、女性、青年、宗教的および文化的指導者の能力の向上によるものを含んで、対処することを促し、流れをさかのぼる包括的な予防取組に重点的に取り組むことが増えていることを歓迎し、また来るべき暴力的な過激主義を予防する事務総長の行動計画に対し、国際連合戦略および対応の中心として女性の参加、指導力および地位と能力の向上を統合することを奨励し、女性の地位と能力の向上を含むジェンダーの次元に対処する事業に対して約束された、テロ対策およびテロリズムに資することができる暴力的な過激主義に対抗するための国連の資金調達の範囲内での、これに関連した適切な資金調達と増加した額を求める。
- 14. 加盟国に対し、性的およびジェンダーに基づく暴力の迅速な調査、実行者の起訴と処罰、並びに適切な場合には被害者に対する補償を通したものを含む、紛争および紛争後の状況における女性のための正義へのアクセスを強化することを促し、女性および女児に対して犯された国際的な関心のある最も重大な犯罪に対する刑事責任の免除との闘いが、国際刑事裁判所、アド・ホックや混合法廷、並びに国内裁判所の特別法廷の活動を通して強化されてきていることに留意しそして適切な手段で刑事責任の免除と闘い説明責任を維持することを力強く続ける安保理の意図をくり返し表明する。
- 15. 小型武器の違法な譲渡、不安定にさせる蓄積および悪用の予防、闘いそして根絶に関連する取組の設計や実施に参加するため、適切な場合には、能力構築取組を通したものを含んで、女性を強化することを奨励し、そして加盟国、国際連合組織、政府間の、地域のそして準地域の機構に対し、小型武器の違法な譲渡に積極的に関与する人となることから女性の危険を和らげるため、女性や女児の安全、機動性、教育、経済的活動および機会についての、紛争および紛争後の環境の具体的影響を考慮するこ

とを求める。

- 16. 加盟国、国際連合、およびその他の関連する関係者に対し、然るべき考慮が、2016 年の、トルコのイスタンブールでの世界人道サミットの過程および成果における女性、平和および安全アジェンダに与えられることを確保することを求め、保護および差別なしに最大限の医学的、法的および心理社会的並びに暮らしのサービスに対するアクセスの提供を確保することを求めることにより、また女性および女性の集団が有意義に参加できそして人道的行動において指導者となることを支援されることを確保することを通して、人道計画全体にジェンダーの配慮を統合することの重要性を更に認識し、また事務総長に対し、この問題のあらゆるレベルでの指導力と政治的意思を強化することそして女性、平和および安全アジェンダの実施に貢献する女性の地位と能力の向上並びにジェンダー平等に関連した既存の人道枠組に対する説明責任を確保することを促す。
- 17. 事務総長に対し、決議 1325 (2000) の実施に関する事務総長の次の年次報告書において、地球規模研究に関する事務総長報告書において強調された勧告を含むハイレベル再検討およびハイレベル再検討の部分として行われた新しい公約、並びに国連システムのための適切な監視および評価取極に関するフォローアップに対して為された進展についての情報を提出すること、そして全ての加盟国にこれを利用可能とすることを招請する。
 - 18. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。